

## 学童保育の施設整備に 活用できる国の補助金

2005年度の国の補助金は、現在政府が進めている三位一体改革（補助金廃止、税源移譲、地方交付税の見直し）により、大幅に変更されました。

学童保育に関わるものとしては、運営費の補助金である「放課後児童健全育成事業」の内容は、別項の「2005年度の国の補助金（運営費）について」をご覧ください。

施設整備の補助金では、2004年度まで活用できた「子育て支援のための拠点施設整備費」が活用できなくなり、また「余裕教室活用促進事業」は廃止されました。それにかわって、以下で紹介する「児童館の施設整備費」と「保育環境改善等事業費」が活用できるようになりました。法人等が施設を建てる場合に出る補助金である「地域児童健全育成施設整備助成事業」「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」は変更はありません。以下、紹介します。

### 1 学童保育専用施設として単独で建てる場合

これまで学童保育を単独設置する際に活用していた「子育て支援のための拠点施設整備費」は、2005年度から活用できなくなりました。そのかわりに、「児童厚生施設等整備費」（児童館・児童センターの施設整備費）が、学童保育（放課後児童クラブ）の単独施設を建てる場合にも使えることになりました。

補助単価は1300万円です。国と都道府県と市町村の負担割合は3分の1（政令市・中核市の場合は3分の2）、1㎡あたりの建設単価が13万円なので、この補助金で100㎡の広さの施設が建てられます。なお、それ以上の広さの施設を建てる場合でも補助額の1300万円は変わりません。

市町村への補助金で、国の担当課は育成環境課予算係です。

補助金の申請は、まず市町村が国に「協議」（仮申請）をあげます。国が審査をして内示を出された市町村は、正式に申請を行います。協議の締切期限はなく、国は「いつでも受け付ける。予算の枠があればどんどん出していく」と説明しています。

### 2 児童館内に学童保育室を設置する場合

厚生労働省は、児童館・児童センターを建てる際に、学童保育（放課後児童クラブ）の専用室を設けて実施するよう各都道府県・市町村を指導しています。具体的には、市町村が児童館・児童館センターを建設する際には学童保育を実施するところから優先的に施設整備費の補助金を出すというものです。

補助内容は、児童館・児童センターを建てて、その中で学童保育を実施する場合に、「児童クラブ室分」の31.8㎡分を建設費に加算します（トイレ・事務室等は他の施設と共用する）。

市町村への補助金ですから、前記の1で説明した補助金と同様に、市町村から国に申請することが必要です。

### 3 余裕教室等の活用や障害児受入促進に活用する場合

<事業名は「保育環境改善等事業費」>

基本改善事業のなかの「放課後児童クラブ設置促進事業」

これまで余裕教室を学童保育に転用する場合に活用できた「余裕教室活用促進事業」は廃止されました。それにかわって、余裕教室などの既存施設を改修して学童保育に転用する場合は、これまで保育園の施設整備に使っていた「保育環境改善等事業費」の中から補助金が出されます。市町村への補助金です。

補助単価は1施設700万円で、国と都道府県と市町村の負担割合（補助率）は3分の1（政令市・中核市の場合は3分の2）です。

環境改善事業のなかの「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」

障害児受け入れのために、既存の学童保育施設（余裕教室利用だけとは限らない）を改修するときに使うことができる補助金です。補助単価は1施設100万円で、補助率は同じく3分の1です。同じく市町村への補助金です。

この補助金は、保育所の認可化移行促進事業、障害児保育環境改善事業などと一本化されて創設されたもので、一般会計から特別会計に移されています。厚生労働省の保育課地域保育係が担当課となります。

市町村が国に申請し、補助金交付要綱に実施要件にもとづき内示を出していくことになります。

### 4 法人等が建てる場合

#### (1) 地域児童健全育成施設整備助成事業（厚生労働省）

社会福祉法人等の法人（NPO法人も対象）が、学童保育の専用施設を建てる場合、厚生労働省の委託を受けている「(財)こども未来財団」から施設整備費が補助されます。社会福祉法人等が、こども未来財団に直接申請して受けるもので、都道府県や市町村の負担はありません。こども未来財団の補助率は3分の2で、残りの3分の1は当該の法人の負担となります。

補助単価は、1242万円が限度額で、当該法人の負担を除く826万8000円が補助されます。この補助額は、児童数一人当たり3.18㎡で建設単価1㎡13万円、児童数20人として計算されています。つまり児童数20人以上が補助要件となります。

$$\text{児童1人当たり} 3.18\text{m}^2 \times 20\text{人} \times 1\text{m}^2\text{建設単価} 13\text{万円} \times \text{負担率} 2/3 = 826\text{万}8000\text{円}$$

学童保育の実施にあたっては国の放課後児童健全育成事業の補助金（運営費）を受けることが必須の条件ですから、この補助金を受けするためには、法人が市町村と委託契約を結び、市町村から国に申請してもらう必要があります。

この施設整備費は、2000年度まで「コミュニティ児童館事業」という名称の単独の補助事業でしたが、2001年度から「職域児童健全育成事業」のなかのひとつのメニューとなり、名称も「地域児童健全育成施設整備助成事業」と変更されました。

## (2) コミュニティ施設活用商店街活性化事業（経済産業省）

厚生労働省と経済産業省は、経済産業省中小企業庁が推進する「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」(2002年度に創設され予算化)に、保育所や学童保育の設置促進を組み込み、「若い世代による商店街のにぎわいの創出・活性化」と「待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の居場所拡充、地域の子育て支援の推進」をすすめています。

「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」は、事業の立ち上げに必要な初年度の改装費や賃借料等の補助を行うもので、商店街組合や社会福祉法人（NPO法人も対象）が実施する保育所や学童保育が対象です。

補助率は、国が3分の1、都道府県（都道府県が負担しない場合は市町村が負担することもできる）が3分の1、自己負担（法人等）が3分の1です。

下限は100万円で、上限はありません（予算の総額は2005年度は2億5000万円）。

運営費は、厚生労働省の学童保育の補助金を活用することが要件です。

## 学童保育の施設整備に活用できる補助金一覧

補助内容・事業名	補助対象	補助単価	要件・その他
児童厚生施設整備費の活用 (学童保育専用の単独施設として活用)	市町村	1300万円 (補助率は、国と都道府県と市町村が各3分の1)政令市・中核市は3分の2	厚生労働省育成環境課所管の児童厚生施設整備費からでる補助金で、児童館の整備とは別に(児童館整備計画の有無に関係なく)、学童保育の専用室の整備費として活用できる。 補助金交付要綱は「児童厚生施設等整備費の国庫補助について」(厚生事務次官通知)。
児童館内で学童保育を実施するための増築費	市町村	414万5000円(建築単価13万円×31.8㎡) 補助率は同上	児童館・児童センター内で学童保育を実施する場合の増築分として補助。 補助金交付要綱は同上。
保育環境改善等事業費	市町村	放課後児童クラブ設置促進費 700万円(補助率は3分の1) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 100万円(補助率は3分の1)	余裕教室などの既存の施設を学童保育施設に転用する場合の補助金。 障害児の受入のために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金。
地域児童健全育成施設整備助成事業	法人(NPO法人含む)	補助額826万8000円 (建築単価13万円×63.6㎡)	こども未来財団からの補助金。 学童保育の専用施設への補助。
コミュニティ施設活用商店街活性化事業	商店街組合・法人等(NPO法人含む)	上限なし (下限100万円) 補助率(国と都道府県、自己負担が3分の1ずつ)	経済産業省の補助金(申請も同省中小企業庁へ)。商店街を改装して学童保育に利用する場合の初年度の改装費や賃借料の補助。運営費は厚生労働省の学童保育補助金を利用。